香芝市更生支援の推進に関する条例をここに公布する。

令和８年１０月２日

香芝市長　三　橋　和　史

香芝市条例第２３号

香芝市更生支援の推進に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、香芝市（以下「市」という。）における更生支援に関し、その基本理念及び施策の基本となる事項を定め、市の責務並びに関係団体等及び市民等の役割を明らかにするとともに、更生支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって罪に問われた者等を含む全ての市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 罪に問われた者等　再犯の防止等の推進に関する法律（平成２８年法律第１０４号。以下「法」という。）第２条第１項の犯罪をした者等、被疑者、被告人等をいう。

(2) 更生支援　罪に問われた者等が円滑に社会復帰することができるようにするための措置又は活動をいう。

(3) 関係団体等　更生支援に関する活動を行う民間の団体その他の関係者をいう。

(4) 関係機関等　国、奈良県その他の関係機関及び関係団体等をいう。

(5) 市民等　市民及び香芝市内において事業活動又は市民活動を行う者又は団体をいう。

（基本理念）

第３条　更生支援に関する施策は、罪に問われた者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために生活上の困難を抱えていることを踏まえ、市民等の理解及び協力を得ながら、罪に問われた者等の個々の特性及び事情に応じて必要な支援を総合的に行うことにより、罪に問われた者等が地域社会において孤立することなく地域社会を共に構成する一員となることができるよう行わなければならない。

２　更生支援に関する施策は、罪に問われた者等が個人として尊重されるべきであること及びその意思が尊重され、その状況に応じて必要な支援を適切に受ける権利を有することを前提として行わなければならない。

３　更生支援に関する施策は、市、関係機関等及び市民等が、それぞれの役割

を踏まえた連携の下に、罪に問われた者等が刑事上の手続の対象となったときから地域社会において自立した生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を早期に、かつ、切れ目なく行わなければならない。

（市の責務）

第４条　市は、前条に規定する基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、市民等の理解及び協力を得ながら、関係機関等と連携し、罪に問われた者等の個々の特性及び事情に応じて必要な支援を総合的に行うものとする。

（関係団体等の役割）

第５条　関係団体等は、基本理念にのっとり、罪に問われた者等の円滑な社会復帰のため、市と連携し、それぞれの役割に応じて必要な支援を適切に行うよう努めるものとする。

（市民等の役割）

第６条　市民等は、更生支援の重要性について理解を深めるとともに、市が実施する更生支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（連携、情報の提供等）

第７条　市は、更生支援に関する施策が円滑に実施されるよう、関係機関等との連携の確保に努めるとともに、関係機関等と更生支援に関する情報及び意見の交換を行う機会を設けるものとする。

２　市は、更生支援に関する施策を実施するに当たり、関係機関等に対して、必要な情報を適切かつ速やかに提供するものとする。

（就労の支援）

第８条　市は、罪に問われた者等が就労し、自立した生活を営むことができるよう、関係機関等と連携し、協力雇用主（法第１４条に規定する協力雇用主をいう。以下同じ。）の確保、就労の機会の確保その他の就労及びその継続等のために必要な施策を講ずるものとする。

（住居の確保の支援）

第９条　市は、罪に問われた者等のうち、住居を確保することができないものに対して、関係機関等と連携し、住居の確保に係る支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（保健医療サービス及び福祉サービスの提供による支援）

第１０条　市は、罪に問われた者等が自立した生活を営む上での困難を有する場合は、その心身及び生活の状況に応じて、生活保護、障害福祉、医療、精神保健及び介護に関する支援その他の必要な保健医療サービス及び福祉サービスを提供するとともに、当該保健医療サービス及び福祉サービスが継続的

かつ適切に行われるよう、関係機関等と連携するものとする。

（非行少年に対する支援）

第１１条　市は、非行少年（法第２条第１項の非行少年をいう。以下この条において同じ。）及び非行少年であった者が早期に立ち直り、再び非行少年となることを防止するため、その心身及び生活の状況に応じて学校等の関係機関等、家庭及び地域社会と連携し、及び協力し、非行少年の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援、地域社会及び他者との関わりを持つことにより地域社会において孤立しない居場所を確保することその他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域の活動への参加の促進）

第１２条　市は、罪に問われた者等の円滑な社会復帰のため、関係機関等と連携し、地域の活動への参加を促進するため必要な施策を講ずるものとする。

（市民等の理解の促進）

第１３条　市は、更生支援の重要性について市民等の理解を深め、その協力を得られるよう、必要な施策を講ずるものとする。

（市民等の更生支援活動に対する支援）

第１４条　市は、保護司会（保護司法（昭和２５年法律第２０４号）第１３条第１項の保護司会をいう。）、協力雇用主その他民間の団体又は個人が行う更生支援に関する活動の促進を図るため、研修の実施、情報の提供、連携の調整等の必要な支援を行うものとする。

（財政上の措置）

第１５条　市は、更生支援に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。